



# 鳥取県公報

平成13年 7月23日(月)

第 7 3 0 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 告 示 | 土地改良事業の同意 (441) (耕地課) .....             | 1 |
|     | 保安林の指定予定 (442) (森林保全課) .....            | 1 |
|     | 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (443) (都市計画課) ..... | 2 |
| 公 告 | クリーニング師試験の実施 (県民生活課) .....              | 2 |

## 告 示

### 鳥取県告示第441号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1条の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業稲吉地区農業用排水) について平成13年7月12日に同意したので、同法第96条の2 第7項の規定により告示する。

平成13年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第442号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2 第1項の規定により告示する。

平成13年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、1035の16、1035の53

#### 2 指定の目的

公衆の保健

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第443号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、米子市蚊屋土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成12年 2月 4日から平成16年 3月31日まで

2 施行地区

変更なし

3 事務所の所在地

変更なし

4 設立認可の年月日

平成12年 1月31日

5 事業年度

4月 1日から翌年 3月31日まで

6 公告の方法

施行地区内の掲示場及び米子市に掲示して行う。

7 変更認可の年月日

平成13年 7月23日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成13年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

| 区 分     | 日               | 時                 |
|---------|-----------------|-------------------|
| 学 科 試 験 | 平成13年10月 3日 (水) | 午前10時から午前11時30分まで |
| 実 地 試 験 | 平成13年10月 3日 (水) | 午前11時30分から        |

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）

イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）

(4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具

イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。）

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条の規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定される者とみなされる者を含む。）であること。

## 5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成13年8月20日（月）から同年9月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成13年9月7日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先

鳥取県生活環境部県民生活課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271）又は県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、普通書留とすること。

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

(1) 発表日 平成13年10月12日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857 - 26 - 7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。

なお、郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

